

改正

平成28年3月23日告示第32号

平成29年3月22日告示第37号

令和2年3月19日告示第46号

令和4年3月11日告示第37号

令和6年3月25日告示第31号

浜田市インキュベーション施設利用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内のインキュベーション施設を利用する者に対し、その利用に要する費用の一部を補助することにより、創業及び新たな事業分野への進出を支援し、もって産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、石見産業支援センターインキュベーションルーム（以下「インキュベーションルーム」という。）を利用する者のうち、次に掲げるものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 創業しようとする者又は新たな事業分野に進出しようとする者であって、市内においてこれらの計画を有するもの
- (2) 創業後5年以内の者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) その他市長が特に適当と認める者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、インキュベーションルーム利用料金、電話料金（携帯電話に係るものを除く。）、電気料金、コピー料その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費相当額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、6万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インキュベーション施設利用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) インキュベーションルームの使用承認書の写し
- (3) 法人にあっては営業証明書、個人事業者にあっては住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、インキュベーション施設利用支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、公益財団法人しまね産業振興財団の協力を

求めることができる。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、インキュベーション施設利用支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、翌年度の4月20日までにインキュベーション施設利用支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、インキュベーション施設利用支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、インキュベーション施設利用支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年3月23日告示第32号）

この告示は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第37号）

この告示は、平成29年3月22日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第46号）

この告示は、令和2年3月19日から施行する。

附 則（令和4年3月11日告示第37号）

この告示は、令和4年3月11日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第31号）

この告示は、令和6年3月25日から施行する。